

安芸市中心商店街等振興計画推進事業費補助金交付要綱

令和4年9月

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）の規定に定めるもののほか、安芸市中心商店街等振興計画推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 市は、地域資源を活用した産業振興及び観光振興の施策を定めた「安芸市中心商店街等振興計画（以下「商店街等振興計画」という。）」の実行を支援することにより、地産地消・外商の促進を図り、地域商業及び中心商店街等の活性化につなげることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工団体等 商店街振興組合、商工会議所、事業協同組合並びに地域のまちづくり、商業活性化及びコミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる民間事業者（まちづくり会社、特定非営利活動法人等）
- (2) 商業者グループ 住民の生活の利便性の確保が特に必要であると認められる地域で組織されている、商業者を含む4名以上で構成された法人格を持たない団体であり、代表者等に関する規約等を有するもの
- (3) 中心商店街等 次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合を有する商店街地域
 - イ 相当数の小売商業が集積している地域
 - ウ 都市機能が相当数集積している地域
 - エ 市の中心としての役割を果たしている市街地
 - オ 公共的な施設が集積している地域

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業者、商店街振興組合、商工会、市及び県が一体となって策定した商店街等振興計画に位置づけられた取組であって、地域商業及び中心商店街等の活性化に資する事業とする。

(補助事業者、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助事業の期間)

第5条 補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助事業の期間は、原則として単年度とする。

3 算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

(補助金の変更の申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの重要事項の変更をしようとするときは、補助金交付決定変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の20パーセントを超える減額又は交付決定額の増額

(2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、市長が変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて市長に事前協議をすること。）

2 市長は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）を当該補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ補助金中止（廃止）申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助の条件）

第10条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供する場合は、事前に市長の承認を受けなければならない。
- (5) 市長は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。
- (6) 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第6号）を備え管理しなければならない。
- (7) 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第12条第1項の実績報告書（様式第8号）に取得財産等管理明細表（様式第7号）を添付しなければならない。
- (8) 補助事業の執行に際しては、市が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る市の取扱いに準じて行わなければならない。
- (10) 市税及び県税並びに県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

（状況報告及び調査）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は第9条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合は、補助事業の完了日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施に係る請求書、領収書の写し
- (2) 実施した補助事業の内容が分かる資料(写真、図面等)

3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書(様式第8号)の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を消費税仕入控除税額等報告書(様式第9号)により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該報告を受けて、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容(第8条第1項の規定による承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができるものとする。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 別表第2各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、安芸市情報公開条例(平成11年条例第2号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第17条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月21日から施行する。

(失効及び経過措置)

2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第2号から第5号まで、第11条、第12条第4項、第15条及

び第16条の規定は、同日以降も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
商店街等振興計画に位置づけられた取組であって、地域商業及び中心商店街等の活性化に資する事業	商工団体等又は商業者グループ	商店街等振興計画に位置づけられた取組に係る経費であって、市長が必要であると認められたもの（報償費、旅費、雑役務費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、備品購入費、修繕費、改装費、委託料、使用料及び賃借料）	補助対象経費の10分の9以内（下記のいずれかに該当するもの） (1)収益性が無いものであり、かつ、継続的な効果が認められる事業 (2)学生が主体となる事業	750万円
			補助対象経費の10分の8以内（下記のいずれにも該当しないもの）	

(注1) 補助事業者が事業を実施する際の委託料については、あらかじめ市長と協議しなければならない。（事業全般にわたる委託は原則として不可とする。）

(注2) システム運営に係る維持管理費用（ランニングコスト）は補助対象外とする。

別表第2（第7条、第10条、第15条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。